

○教育相談の実施

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート（ふれあいアンケート）調査を実施します。

○学校独自のアンケートの実施

○県一斉アンケートの実施

エ ハートフル委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮をする児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙3参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は管理職及び関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

○速やかに校内ケース会議を開き、調査の方針について決定します。

○児童及び教職員の聴き取りに当たっては、担任や生徒指導主事のほか、児童が話をしやすいよう職員を選任します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時校内ケース会議で決定します。

○事実関係が把握された時点で、校内ケース会議において、指導及び支援の方針を決定します。

○校内ケース会議の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

オ 関係機関への報告

○校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ア ネットいじめとは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことです。

具体的には・・・

- ・ 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する
- ・ 特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする
- ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む
- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して誹謗中傷の書き込む 等

以上のようなことは犯罪行為に当たります。

##### イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。  
(家庭内ルールの作成など)

○教科や学級活動や総合的な学習の時間、こすもす科における情報モラル教育の充実を図ります。

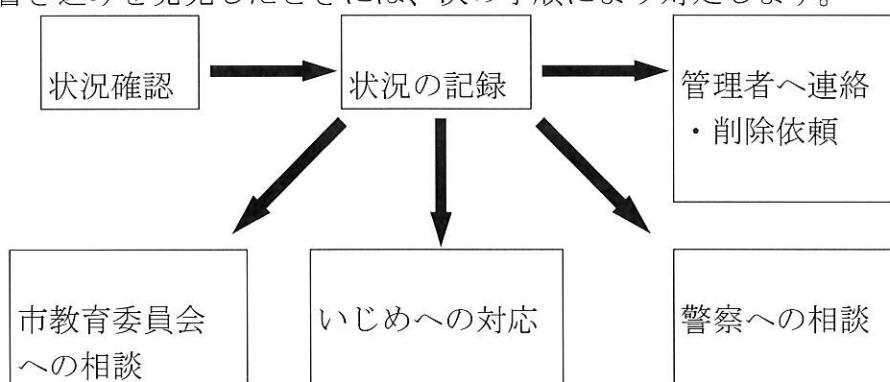
○児童を対象とした、ネット社会の危険性についての講話等を実施します。

○インターネット利用に関する職員研修を実施します。

##### ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態調査のための組織

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

##### ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○児童が自殺を企図した場合

○精神性の疾患を発症した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合など

##### イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

○年間の欠席が30日程度以上の場合

○一定期間、連続した欠席の場合は、迅速に調査に着手する

(2) アンケート調査について

必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。質問紙の作成については、市教育委員会を通して、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会に意見を求めて作成します。

(3) 重大事態の説明について

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、校内ケース会議による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) いじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

## (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

## (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一緒に対応をしていきます。

### ア 教育委員会との連携

○関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法

○関係機関との調整

### イ 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合

○犯罪等の違法行為がある場合

### ウ 福祉関係との連携

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用（市教育委員会への依頼）

○家庭の養育に関する指導・助言

○家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

### エ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療、指導・助言

## 第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- ・ 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- ・ また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- ・ 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。